

## 稲城市生産緑地地区における行為の制限に関する要綱

平成 21 年 8 月 1 日

市 長 決 裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 8 条に規定する生産緑地地区内における行為の制限の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (生産緑地地区内における行為の許可等)

第 2 条 法第 8 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、生産緑地地区内行為許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 法第 8 条 4 項の規定により通知をしようとする者は、生産緑地地区内行為通知書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

3 法第 8 条第 5 項の規定により届出をしようとする者は、生産緑地地区内行為着手届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

4 法第 8 条第 6 項の規定により届出をしようとする者は、生産緑地地区内非常災害応急措置届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

5 法第 8 条第 8 項の規定により協議をしようとする者は、生産緑地地区内行為協議書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

### (許可申請書等の添付図書)

第 3 条 前条に規定する許可申請書、通知書、届出書及び協議書には、計画書（様式第 6 号）及び別表に掲げる図書を添付しなければならない。

### (許可標識の掲示)

第 4 条 法第 8 条第 1 項の規定により市長の許可を受けて行為を行う者は、当該行為の期間中、当該行為をしようとする土地の見やすい場所に、生産緑地地区内行為許可標識（様式第 7 号）を掲げなければならない。

(身分証明書の様式)

第5条 法第9条第3項及び第17条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式(統合様式)とする。

(許可申請書等の提出部数)

第6条 この規則の規定により市長に提出する許可申請書、通知書、届出書、協議書及びその他市担当課の指示による書類並びにこれらの添付書類の部数は、正本1部、副本1部とする。

付 則

この要綱は平成21年8月1日施行する。

付 則 (令和3年1月29日都市計画課長決裁)

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

付 則 (令和4年1月6日まちづくり計画課長決裁)

この要綱は、令和4年1月6日から施行する。

別表（第3条関係）

行為の種類	図面の種類	図面に明示すべき事項	図面の縮尺
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築	位置図	行為地の位置	10,000分の1以上
	付近見取図	方位、行為箇所、道路及び目標となる地物	随意
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内の既存の建築物その他の工作物、行為に係る建築物又は工作物と他の建築物又は工作物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	200分の1以上
	平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び断面の位置	200分の1以上
	立面図（4面を原則とする。）	縮尺、主要部分の材料の種別	200分の1以上
	断面図	縮尺、主要部分の材料の種別	200分の1以上
宅地の造成土石の採取その他の土地の形質の変更若しくは水面の埋立て又は干拓	位置図	行為地の位置	10,000分の1以上
	付近見取図	方位、行為箇所、道路及び目標となる地物	随意
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、行為地の位置及び断面図に示す断面の位置	200分の1以上
	断面図	縮尺、行為前後の地盤図	200分の1以上